

新健康フロンティア戦略

～健康国家への挑戦～

平成19年4月18日

新健康フロンティア戦略賢人会議

新健康フロンティア戦略賢人会議メンバー

- 座長 黒川 清 内閣特別顧問
- 春日 雅人 日本糖尿病学会理事長・神戸大学医学部附属病院長
- 高橋はるみ 北海道知事
- 張 富士夫 トヨタ自動車株式会社取締役会長
- 土屋 了介 国立がんセンター中央病院院長
- 土井美和子 (株) 東芝 研究開発センター技監
- 服部 幸應 服部栄養専門学校校長・医学博士
- 増田 明美 スポーツジャーナリスト・元マラソン選手

分科会名簿(◎は分科会長)

(1)子どもを守り育てる分科会

- ◎黒川 清 (内閣特別顧問)
- 大杉 立 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)
- 奥山千鶴子 (NPO法人びーのびーの理事長)
- 神尾 陽子 (国立精神・神経センター精神保健研究所)
(児童・思春期精神保健部長)
- 土屋 律子 (東京都福祉保健局医療政策部医療政策課歯科担当副参事)
- 中島 洋子 (まな星クリニック院長)
- 服部 幸應 (服部栄養専門学校校長・医学博士)
- 藤本純一郎 (国立成育医療センター研究所副所長)
- 松平 隆光 (日本小児科医会副会長)
- 桃井真理子 (自治医科大学小児科教授)

(2)女性を応援する分科会

- ◎服部 幸應 (服部栄養専門学校校長・医学博士)
- 青木 大輔 (慶應義塾大学医学部産婦人科学教室教授)
- 阿部 啓子 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)
- 海原 純子 (白鷗大学発達科学部教授・医学博士)
- 霞 富士雄 (順天堂大学医学部附属順天堂医院乳腺センター長)
- 久野 譜也 (筑波大学大学院人間総合科学研究科スポーツ医学専攻助教授)
- 辻 一郎 (東北大学大学院医学研究科社会医学講座教授)
- 羽生田 俊 (医師・医学博士)
- 吉沢豊予子 (東北大学医学部保健学科臨床看護学講座教授)

(3)働き盛りと高齢者の健康安心分科会

- ◎春日 雅人 (日本糖尿病学会理事長・神戸大学医学部附属病院長)
- 青木 初夫 (アステラス製薬株式会社共同会長)
- 今村 聡 (日本糖尿病対策推進会議幹事)
- 岡田 明美 (兵庫県健康増進課長)
- 久野 譜也 (筑波大学大学院人間総合科学研究科スポーツ医学専攻助教授)
- 杉岡 洋一 (九州大学名誉教授・JST 研究成果活用プラザ福岡総館長)
- 辻 一郎 (東北大学大学院医学研究科社会医学講座教授)
- 土屋 了介 (国立がんセンター中央病院院長)
- 樋口 輝彦 (国立精神・神経センター武蔵病院院長)
- 中川 恵一 (東京大学医学部附属病院放射線科助教授・緩和ケア診療部長)
- 望月 真弓 (北里大学薬学部臨床薬学研究センター医薬品情報部門教授)
- 花田 信弘 (国立保健医療科学院口腔保健部長)

(4)人間活動領域の拡張分科会

- ◎土井美和子 ((株)東芝 研究開発センター技監)
- 伊福部 達 (東京大学先端科学技術センター教授)
- 小林英津子 (東京大学工学部工学系精密機械工学専攻講師)
- 杉岡 洋一 (九州大学名誉教授・JST 研究成果活用プラザ福岡総館長)
- 諏訪 基 (国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所長)
- 西川 伸一 (理化学研究所発生・再生科学総合研究センター副センター長)
- 森下 竜一 (大阪大学大学院医学系研究科教授)
- (アンジェスMG(株)取締役)
- 和地 孝 (テルモ代表取締役会長)

目 次

| | |
|--|----|
| I. 戦略の趣旨 | 5 |
| II. 戦略の基本的考え方 | 5 |
| III. 戦略の具体的内容 | 6 |
| 第1部. 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策 | 6 |
| 1. 子どもを守り育てる健康対策(子どもの健康力) | 6 |
| 2. 女性を応援する健康プログラム(女性の健康力) | 8 |
| 3. メタボリックシンドローム対策の一層の推進(メタボリックシンドローム克服力) | 10 |
| 4. がん対策の一層の推進(がん克服力) | 12 |
| 5. こころの健康づくり(こころの健康力) | 13 |
| 6. 介護予防対策の一層の推進(介護予防力) | 15 |
| 7. 歯の健康づくり(歯の健康力) | 16 |
| 8. 食育の推進(食の選択力) | 16 |
| 9. 運動・スポーツの振興(スポーツ力) | 17 |
| 第2部. 新健康フロンティア戦略を支援する家庭・地域・技術・産業 | 18 |
| 1. 健康を家庭・地域全体で支援(家庭力・地域力) | 18 |
| 2. 人間の活動領域の拡張に向けた取り組み(人間活動領域拡張力) | 20 |
| 3. 医療・福祉技術のイノベーション(研究開発力) | 22 |
| IV. 戦略の推進に向けた国民運動 | 24 |
| V. 戦略の実施期間 | 24 |
| VI. 戦略の進め方 | 24 |
| VII. 戦略の指標 | 24 |

新健康フロンティア戦略

～健康国家への挑戦～

I. 戦略の趣旨

国民の健康寿命の延伸に向け、国民自らがそれぞれの立場等に応じ、予防を重視した健康づくりを行うことを国民運動として展開するとともに、家庭の役割の見直しや地域コミュニティの強化、技術と提供体制の両面からのイノベーションを通じて、病気を患った人、障害のある人及び年をとった人も持っている能力をフルに活用して充実した人生を送ることができるよう支援する。

II. 戦略の基本的考え方

我が国は、豊かさとともに世界一の長寿を享受できる国となった。その一方、都市化、核家族化、少子化等の進展に伴い、人間形成の基盤としての家庭の重要性が見失われ、近所付き合いや世代間のつながりを通じた支え合いのような、日本の美しい伝統が失われつつある。

こうした社会的背景の中で、子どもの健康に目を向けてみると、子育てに関わる親力・家庭力の低下が指摘され、子どもの成長に関する様々な社会問題が発生している。女性の健康について考えてみても、妊婦や育児中の女性への配慮の問題など、女性が自ら健康管理をできる社会環境は万全であるとはいえない。さらに中高年齢に目を向けると、生活習慣病の増加、要介護高齢者の増大等の課題に直面しているなど、国民それぞれが多かれ少なかれ、自分の健康について問題を抱えているのが現状である。

このような状況の中、国民自らがそれぞれの立場に応じて健康対策を行うことが重要であり、本戦略では、今後、国民自らが取組んでいくべき分野として、「子どもの健康」、「女性の健康」、「メタボリックシンドローム克服」、「がん克服」、「こころの健康」、「介護予防」、「歯の健康」、「食育」、「運動・スポーツ」の9つの分野を取り上げ、それぞれの分野において対策を進めていくこととした。

また、これらの取組を進めて行くに当たっては、健康を家庭・地域全体で支援していくこと

が重要である。世代を通じて受け継がれてきた文化、伝統に根ざした生活の知恵が共有されることにより、家族力、地域力が向上し、そのような基本的社会活動力の形成があつてこそ、日常生活の中から健康な個々人の生活が構築できる。現在、家庭が本来担うべき役割の重要性や、地域の学校、保健所、公民館、公園等に、子ども、子育て中の親、近隣住民、高齢者等が集まるというかつての姿(地域コミュニティ)を回復することの重要性が再認識されている。これらの場は、個人、家庭と社会を結びつけ、また、個人や社会の健康をはぐくみ、その健康力を高める場であり、互助社会、共生社会の考え方の共有とこれらを目指す活動の進展は、健康寿命の延伸を図る上で不可欠な要素であると考えられる。

他方、近年、健康科学技術の進歩や知見の集積が進んでおり、これらの技術や知見を的確に活用することで、有病者、障害者、高齢者等の生活や活動を支援することが可能な段階に入りつつあり、健康科学技術を活用すれば、有病者、障害者、高齢者等の能力を補完・増強し、これらの方々の活動領域を拡張することが可能となる。

このような状況を踏まえ、国民一人ひとりがそれぞれの立場に応じて行う健康対策をより一層推進するとともに、家族一人一人の健康基盤を支える家庭の役割の見直しや地域コミュニティの回復、更なる技術のイノベーションの実現などによって、健康国家の創造に向けて挑戦していく。

Ⅲ. 戦略の具体的内容

第1部. 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策

1. 子どもを守り育てる健康対策(子どもの健康力)

子どもは国の宝であり、子どもをめぐる様々な課題は社会を映す鏡である。しかし、現在、子どもを守り育てることは社会の基本的な責任であるという社会意識の根幹が揺らぎ始めている。こうした中で、お産の場の確保、小児医療提供体制の整備の推進の必要性、発達障害のある子どもへの支援の必要性、児童虐待の問題などといった子どもを取り巻く様々な状況が指摘されている。子どもの健康を支える家庭や家庭を取り巻く地域を通じて生命や家族を大切にす意識が高まり、社会全体が妊娠・出産をすばらしいこととして、出産、子育て期に家族が孤立することなく、子育てを応援する気運が醸成されることが求められている。ま

た、食卓の場などを通じて子どもの頃からの食育を推進するとともに、外遊びやスポーツを通じた子どもの体力の向上を図り、妊娠期から出産、子育て期に至る医療、保健、福祉、教育の有機的な連携が図られた支援体制を整備することが必要不可欠であり、少子化対策の一翼を担うものでもある。こうした取組を通じて、「妊娠・出産の安心・安全の確保及び子どもの育ちと子育ての支援」を進めていく。

(1)産科医療、小児科医療の確保～安心・安全なお産、子育て支援の実現～

- ①現在及び将来を見渡した産科医療の在り方の提示による国民の安全・安心の確保
- ②産科、小児科医師等の確保・育成
 - ・死因究明制度の制度化や産科医療補償制度による産科リスクへの対応
 - ・子育て期の医師の就労環境の整備(病院内保育所運営事業・医師再就業支援事業等)
 - ・助産師の育成の推進・院内助産など正常分娩における助産師の活用
- ③周産期医療提供体制の整備
- ④地域の拠点病院の整備・活用
 - ・拠点病院(マグネットホスピタル)の活用
- ⑤小児医療提供体制などの充実
 - ・小児初期救急センター整備事業の実施による救急体制の強化
- ⑥地域における医療に係る相談・支援体制の構築、連携の促進
 - ・医療に関する知識の普及
 - ・出産前からの継続的な地域における支援体制の構築
 - ・小児救急電話相談事業(短縮ダイヤル#8000)の拡充
- ⑦産科医療・小児医療の充実のための支援

(2)発達障害児等を支援する体制の構築

- ①妊娠期から子育て期に至る継続的な支援の推進
 - ・妊産婦への心身の支援
 - ・支援が必要な子どもの早期発見・早期介入
- ②発達障害児等に対する包括的な支援体制の構築
 - ・早期療育から教育、就労への切れ目のない継続的支援、連携体制の構築
 - ・子どもの心の診療医の養成

③発達障害児等に関する国民全体の理解の促進

- ・発達障害児等に関する国民の理解を高めるための普及啓発や情報発信

④発達障害児等を含む障害のある子どもへの特別支援教育の充実

- ・発達障害のある児童生徒を指導する教員の専門性の向上
- ・特別支援教育への応用を目指した発達障害の子どもの脳とこころの発達に関する研究の推進

2. 女性を応援する健康プログラム(女性の健康力)

女性の明るさは社会の明るさであり、女性の活躍は社会の活力である。女性が健康で、能力を発揮できる社会こそ、美しい国にふさわしい。

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを応援するために、生活の場(家庭、地域、職域、学校)を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが必要である。

(1) 女性の健康的な『自分』づくりの支援

①思春期の女性に対する支援＝「自分のカラダを知ろうキャンペーン」(仮)

- ・健康を守る食に関する知識の普及啓発・食育の推進
- ・過度なダイエットによる健康リスクに関する意識啓発
- ・骨粗しょう症及びその予防に関する知識の普及
- ・性感染症や人工妊娠中絶の健康リスクに関する教育及び普及啓発
- ・学校における歯・口の健康づくりの強化
- ・健康増進のための運動に関する知識の普及啓発
- ・地域保健と連携した、学校での健康教育の推進
- ・科学的根拠(エビデンス)に基づいた健康情報の収集・分析・提供
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用に関する教育及び意識啓発

②職場内における働く女性の健康への適切な対応の推進

- ・妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置の普及・定着
- ・職場内における健康づくりを担う人材の育成

(産業医や保健師等の専門職種に対する女性の健康問題に関する研修や講習など)

③女性の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラム(運動・食事)を受けられる
仕組みづくり

・生活習慣病等の戦略的介入研究や介護予防プログラム(転倒骨折予防など)の
開発研究の推進

④女性の健康週間の創設による国民運動の展開

(2)「女性のニーズに合った医療」の推進

①「女性のニーズに合った医療」の提供

・女性の医療専門職が働きやすい環境の整備
・国立成育医療センターを中核とした「女性のニーズに合った医療」に関する情報提
供

②身近な場所で、気軽に情報入手や相談ができる体制の整備

・女性の健康を支える地域のボランティア活動に対する支援

③性差を考慮した医療に役立つ研究の推進

・自己免疫疾患等に関する研究の推進
・「女性のニーズに合った医療」に関する研究の推進

(3)「女性のがん」への挑戦

①乳がん対策

・乳がんや乳がん検診についての普及啓発(女性の健康週間に合わせるなど効果
的なキャンペーンの実施)
・乳がん検診の有効性(マンモグラフィと超音波の併用の有効性)に関する研究の
推進

②子宮がん対策

・「20歳からの子宮がん検診」などの普及(女性の健康週間に合わせるなど効果的
なキャンペーンの実施)
・予防のための意識啓発の推進

③安心して利用しやすい検診体制

・専門医や専門技師の育成と養成、休日夜間での検診の実施など受診機会の拡
充
・がん検診の精度管理の充実

- ・がん検診を実施している市町村等による適切なPR
- ・ライフイベント(家族の誕生日など)と結びつけた受診の勧奨や、その他の効果的な受診促進策の推進

④がん患者に対する支援

- ・長期にわたるがん患者等(特に乳がん患者など)に対する相談及び支援

⑤がんの研究等

- ・がん登録制度の普及
- ・がん治療の充実

3. メタボリックシンドローム対策の一層の推進(メタボリックシンドローム克服力)

我が国は、世界一の長寿国である一方、急速に人口の高齢化が進展している。多くの国民が一生涯を通して充実した人生を送るためには、健康増進や疾病等の予防の推進とともに、これらの疾病等を患っている国民に対して、治療や支援を行うことにより、国民全体が前向きな気持ちで年齢を重ねること(前向きな加齢)を支援することが重要である。

また、働き盛りから高齢期にかけて国民全体の健康課題について、予防、治療、生活支援、介護といった関連する種々の対応を一体的に捉えながら、メタボリックシンドローム対策や4. のがん対策等の対策を推進することが必要である。

メタボリックシンドローム対策については、50歳代から脳卒中、心筋梗塞等の患者数が増加している現状をふまえ、その年代に至る以前から、これらの発症の危険因子であるメタボリックシンドローム対策、糖尿病予防を進めるため、以下のような対策を一層推進させることが重要である。

(1)メタボリックシンドローム対策・糖尿病予防の重点的推進

①メタボリックシンドローム克服のための国民運動の展開

- ・職域・企業、関係団体、関係機関(薬局等)、民間団体(NPO等)、各世代の者のほか、年齢を超えて社会全体を巻き込み、食育の推進とも連携した国民運動を実施
- ・「食事バランスガイド」や「エクササイズガイド」の普及・啓発
- ・日本糖尿病対策推進会議(日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会が、糖尿病の発症予防等を目指して、共同で設立した会議)、産業医の活用

②民間活力等を活用した国民の継続的な取り組みへの支援

- ・動機付けツール(e-wellness(health)等)による個人毎のプログラムの提供や機会の確保等、運動、食事等の生活習慣改善に関する支援
- ・一生涯を通じた、内臓脂肪量や運動量の自己チェック・改善の支援
- ・家庭用健康測定機器等を活用しつつ、個人の健康状態を生涯を通じて把握・活用できる基盤の整備
- ・科学的根拠に基づいて確実に効果を生み出す健康関連産業の育成、発展の支援
- ・運動や食品の効果や機能の解明と適切な運動習慣、食生活の普及
- ・個人や地域・企業の生活習慣改善への動機(インセンティブ)の付与等の環境の整備
- ・地域や企業の取り組みの普及、飲食店・社員食堂等での栄養表示の普及、運動等に親しむ機会の確保
- ・身近にある大衆薬の適切な利用

③個人の特徴に応じた予防(テーラーメイド予防)の研究開発と普及

- ・個人の特徴に応じた予防(テーラーメイド予防)のための司令塔づくり
- ・発症リスク等に関する指標(遺伝子、生体指標(バイオマーカー)、ライフスタイル等)の研究開発と普及
- ・予防のための個別に適応できる運動・食事プログラムとその提供システムの開発・普及
- ・適切な生活指導、運動療法、食事療法、歯周病対策、治療等の実施

(2)糖尿病から脳卒中、心筋梗塞、腎不全等の合併症への移行の阻止

①どこでも誰でも「スタンダード(標準)治療」の普及

- ・関係団体等の連携による標準的な治療の普及、協力体制の構築。特に、日本糖尿病対策推進会議の活用

②個人の特徴に応じた治療(テーラーメイド治療)の研究開発・普及

- ・個人の特徴に応じた治療(テーラーメイド治療)のための司令塔づくり
- ・患者の特性(遺伝素因、重症度等)に応じた治療、重症化の防止方法の研究開発・普及
- ・適切な運動療法、食事療法等の普及

(3)脳卒中、心筋梗塞等の治療の推進

①発症後直ちに専門的な治療が受けられる体制の整備

- ・発症時に患者が直ちに受診するための初発症状等に関する知識の普及
- ・血管内治療、PTCA(冠動脈血管形成術)等の急性期治療の提供体制の充実
- ・搬送、医療機関の役割分担の明確化

②脳と心臓のダメージを最小限に抑えるための治療方法の開発

- ・血管内皮の保護に着目した薬物治療の研究開発の推進
- ・再生医療による治療法の研究開発の推進

4. がん対策の一層の推進(がん克服力)

がんは日本人の死亡原因の一位であり、痛みや治療による苦痛をはじめ、患者は大きな苦痛を強いられることになる。平成 18 年には「がん対策基本法」が制定され、がんの予防から治療の向上、患者の生活の質(QOL)の確保等の充実が求められている。

諸外国における状況をみると、乳がんマンモグラフィー検診の受診率が向上することにより乳がんによる死亡が減少した事実が示されており、適切ながん検診の普及ががんによる死亡を減少させる上で必要。

これらをふまえ、以下のようながん対策の一層の推進を行う必要がある。

(1)がんの早期発見の推進

①「安心・身近な」がん検診の普及推進

- ・がん検診の有用性に関する正しい情報の発信、啓発
- ・PET・MRI(画像診断の一種)、超音波エコー、生体指標(バイオマーカー)、遺伝子技術等を用いた有用な早期診断技術の研究開発
- ・早期発見のスクリーニングとして有用で、受診者の負担が少ない検査方法の普及

(2)がん医療の提供体制の充実

①オペ(手術)中心の治療から集学的治療への転換の推進

- ・放射線治療、化学療法に関する人材育成、普及推進
- ・個人の特性に応じた、治療効果と生活の質(QOL)を両立する観点からのピンポイント治療の研究開発と普及

②除痛、緩和ケアの推進と生活の質(QOL)の確保

- ・関係機関(医療機関、訪問看護ステーション、薬局、介護サービス事業所等)との